

平成 12 年 2 月 16 日

長岡京市長 今 井 民 雄 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 伊 藤 公 一

個人情報の取り扱いに関する事項について(答申)

情報化が急速に進展した今日、様々な情報が瞬時に、大量に、また、広範囲にわたって収集され、利用されています。情報化の進展は、私たちの生活に多くの利便性をもたらした反面、個人情報の不適切な取り扱いや利用により、個人の権利や利益を侵害するおそれを生じさせることとなりました。

このため、長岡京市は、平成 11 年 7 月に個人の尊厳と適正な市政運営の確保、市民の基本的人権の擁護を目的とした長岡京市個人情報保護条例を制定しました。この条例では、市の機関に個人情報の適正な取り扱いの義務を課すとともに、市民に対しても、市が行う個人情報の保護に関する施策に協力する努力義務が課せられています。

当審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、また意見を述べることとなっております。

これに基づき、平成 11 年 10 月 27 日付け 11 長企企第 100 号で諮問のあった次の事項について審議したところ、別紙のとおり意見等を取りまとめましたので答申します。

- 1 思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（センシティブ情報）の収集ができる場合（条例第 7 条第 2 項ただし書）
- 2 本人以外から個人情報が収集できる場合（条例第 8 条第 2 項第 5 号関係）
- 3 収集した個人情報を目的外利用及び外部提供できる場合（条例第 9 条第 1 項第 4 号関係）

なお、当該答申の内容に関しては、より一層、慎重な取り扱いに配慮することが必要です。

1 思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（センシティブ情報）の収集ができる場合（条例第7条第2項ただし書）

番号	項 目	収集を適当と認める理由及び留意事項
1	栄典、表彰事務を行ううえで、候補者の犯罪歴の情報を収集する場合	<p>栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上そぐわないものである。</p> <p>このため、選考事務を行ううえで、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。</p>
2	市民からの相談、陳情、要望、意見等の中で、思想、信条、宗教に関する個人情報や、心身に関する個人情報を収集する場合	<p>市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中には、思想、信条、宗教に関する個人情報や心身に関する個人情報など、社会的差別の原因となる個人情報が含まれる場合がある。これらの情報は相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、結果として記録、収集する場合はやむを得ない。</p>
3	職員や委員の任免等を行う事務の中で、本人の身体状況、犯罪歴等の個人情報を収集する場合	<p>公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用にあたっての適格性の審査等を行うため、本人の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集することを認める必要がある。</p>
4	刊行物等で一般に入手し得るものを収集する際に、思想、信条、宗教等に関する個人情報が含まれている場合	<p>事務の執行上、刊行物等から一般に入手し得る個人情報を収集する場合があるが、それらの中に思想、信条、宗教等に関する個人情報が含まれている場合があり、必要最小限の範囲内で記録、収集することはやむを得ない。</p>
5	保健・福祉サービスの提供等にあたり、心身に関する個人情報を収集する場合	<p>保健・福祉サービスを提供するために、対象者の状況を把握する必要があるが、心身に関する個人情報や生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれる場合があり、適切なサービス提供のためには収集が必要である。</p>
6	学校において、在籍者に関する事務を行う際に、心身に関する個人情報を収集する場合	<p>学校において、生徒の指導を適切に行うために、生徒等の障害、健康状態等心身に関する個人情報を収集することを認める必要がある。</p>

番号	項 目	収集を適切と認める理由及び留意事項
7	児童福祉施設等において、児童等の心身に関する個人情報等を収集する場合	児童福祉施設等において、児童等の処遇を的確に行うために、児童等の障害、健康状態等心身に関する個人情報を収集することを認める必要がある。
8	同和対策関係の調査及び資料の収集に関する事務の中で、同和対策事業（施策）対象者の個人情報を収集する場合	同和対策事業（施策）対象者の個人情報は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報であるが、同和対策（施策）の現状を把握する上で収集することを認める必要がある。

2 本人以外から個人情報が収集できる場合（条例第8条第2項第5号関係）

番号	項目	本人以外からの収集が適当と認める理由及び留意事項
1	<p>栄典、表彰等の選考を行う事務の中で、個人情報を収集する場合</p>	<p>栄典、表彰等の事務を行うため、候補者の氏名、住所、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせることになり、もし対象外になった場合、不信感につながり事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じるため、本人以外から個人情報を収集することを認める必要がある。</p>
2	<p>委員、講師等の人選を行う事務の中で、個人情報を収集する場合</p>	<p>委員、講師等の選考、任命等の事務を行う際に、適任者を幅広く求めるため、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を本人以外から収集することがある。</p> <p>また、団体等からの推薦の場合は、推薦という事務の性格上、本人以外から収集することはやむを得ない。</p>
3	<p>補助金交付団体や市の業務委託先の公共的団体に対し、公金を支出し又は指導するにあたり、団体等の役員、構成員等の個人情報を団体等から収集する場合</p>	<p>これらの情報は、当該団体等でなければ保有していない情報であるので、情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>また、団体等への補助金の交付や委託料の支払いに関して、事務に必要な範囲内で行政機関がその役員、構成員等の個人情報を収集することは必要不可欠なものである。</p>
4	<p>相談、陳情、要望、苦情等により提供される情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合</p>	<p>相談、陳情、要望、苦情等の内容に提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p> <p>相談、陳情、要望、苦情等の内容は、提供者の意思により一方的に提供されるものであり、結果として記録、収集する場合はやむを得ない。</p>

番号	項目	本人以外からの収集が適切と認める理由及び留意事項
5	市民税の課税・非課税判定のため、生活保護の開始・廃止に関する個人情報を収集する場合	地方税法第295条第1項第1号の規定に基づく市民税の課税・非課税判定に際し、正確な情報を把握する必要があるため、生活保護担当部局から生活保護対象者の情報を収集することを認める必要がある。
6	適正な土地・家屋の評価を行うため、資産（土地・家屋）に関する個人情報を収集する場合	課税担当部局が適正な土地・家屋の評価を行うにあたっては、新增築された家屋の状況、農地転用状況、減免及び軽減適用の必要性の把握が必要であるため、他部局から土地・家屋等に関する情報及び生活保護の開始・廃止に関する個人情報を収集する必要がある。
7	保健・福祉サービスの提供等にあたり、対象者の病状、身体状況、生活状況等の個人情報を収集する場合	適切な保健・福祉サービスの提供のために、病状、身体状況、生活状況等を直接本人から聞くと、病状等告知していない場合や、正確に身体状況が表現できない場合等があり、客観的な情報を関係機関から収集することで、本人の状況に応じたサービスの提供が図れる。
8	ひとり暮らしの高齢者世帯に防火訪問事業を実施するため、対象世帯の個人情報を収集する場合	ひとり暮らしの高齢者世帯に防火訪問事業を実施するにあたり、対象者を把握する必要があるが、本人の申告によりその対象者であるという情報を収集することは限界があるため、高齢福祉課から対象者を把握することはやむを得ない。

3 収集した個人情報を目的外利用及び外部提供できる場合（条例第9条第1項第5号（旧条例第4号）関係）

目的外利用

番号	項 目	目的外利用が適当と認める理由及び留意事項
1	各所管課で保有する名簿等の個人情報を、広報資料の送付や会議等の案内のために他課が利用する場合	広報資料の送付や会議・イベント等の案内のために、各所管課が保有する名簿等の個人情報（事業の参加者名簿や各種団体名簿）を利用することは、広く市民に情報提供し、PRするという意味からも必要である。 なお、運用にあたっては、条例の趣旨にのっとり、名簿管理を徹底する必要がある。

外部提供

番号	項目	外部提供が適当と認める理由及び留意事項
1	栄典、表彰等の事務の中で、選考対象者の個人情報を国等の機関からの依頼に基づき提供する場合	<p>栄典、表彰等の事務において、選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがあり、このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を実施機関以外の機関又は国等の機関に提供することを認めることが必要である。</p>
2	国又は他の地方公共団体が実施する事務に関して行う照会に対して、個人情報を提供する場合	<p>他の行政機関が法令に基づく事務を遂行するために必要な個人情報の照会に対し、情報を提供しないと、改めて本人から収集しなければならず、時間及び経費がかかるとともに、本人にも負担をかけることが想定できる。</p> <p>行政機関は、住民の福祉の向上を図るために相互に協力して適切に事務を執行することが必要であるが、照会内容が行政目的を達成するために必要最小限のものであるか検討した上で提供する必要がある。</p> <p>また、提供する個人情報の内容、当該目的、その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。</p>
3	報道機関に発表し、又は報道機関の取材、要請に応じて個人情報を提供する場合	<p>市民の知る権利に応えるため、様々な情報を報道機関に発表し、又は報道機関の取材、要請に応じて提供しているが、その中には個人情報が含まれる場合がある。</p> <p>対象となる個人情報の内容、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許される範囲内で個人情報を提供することはやむを得ないが、可能な限り本人同意を得る必要がある。</p> <p>また、提供する個人情報の内容、当該目的、その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。</p>

番号	項 目	外部提供が適当と認める理由及び留意事項
4	保健・福祉サービスの提供等にあたり、対象者の病状、身体状況、生活状況等の個人情報を関係機関に提供する場合	<p>保健・福祉サービスを適切に提供するためには、保健、福祉、医療等の連携が必要である。対象者の処遇検討を行うにあたっては、対象者の病状、身体状況、生活状況等の個人情報をその関係者が共有する必要がある、対象者の福祉の向上のために、関係機関に情報を提供することは不可欠である。</p> <p>なお、可能な限り本人同意を得る必要がある。</p> <p>また、提供する個人情報の内容、当該目的、その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。</p>